



郵政産業ユニオン TOKYO

● 発行 ●
 郵政産業労働者ユニオン
 東京地方本部
 発行責任者 鶴島 一広
 〒104-0031 中央区京橋3-6-3
 京橋通郵便局 5F
 TEL・FAX 03-3535-5447
 piwutokyo@yahoo.co.jp

初！給与が一部不支給

労基署に申し立て

深川郵便局集配部で期間雇用社員の7月の給与に一部不支給のものがあることが発覚しました。

7月23日、給与支給明細書が各社員に渡されましたが、記載された内容の労働日数、超勤時間数に事実と違いがありました。社員は、管理者にすぐにそのことを伝え、調査した結果、労働実態と相違があることが判明しました。集配部管理者は、当日午後、期間雇用社員を集め給与に事実と相違があることを報告、翌月追支給になることを説明しました。誠意ある対応

応とは言えないものでした。労働実態との相違がどうして起こったのかすぐには説明されませんでした。後日、集配部の説明によるとシステム上のエラーであり、個人のミス等ではないというこ

とでした。今回の対象者は、期間雇用社員のほとんどでした。システム上のエラーとすると事態は重大です。これまでも、不支給があったかもしれない。そして、今後も労働実態と異なる給与支給が行われる可能性があります。酷暑の中の労働が、正当な

申立書

2014年8月15日

亀戸労働基準監督署御中

深川郵便局集配営業部

期間雇用社員有志一同

記

私たちは、深川郵便局集配営業部で働く期間雇用社員の有志です。

深川郵便局集配営業部では、ほとんどの期間雇用社員に対し、7月の給料日(7月24日)に支給されるべき賃金の一部が支払われませんでした。このことを踏まえ、賃金の支払いについて、これまで、賃金が正しく支給されていたのかどうか、今後正しく支給されるのかどうか不安でなりません。

今年4月測定実施の作業能率手当でも、5月給料日に支給されるべき手当が7月に遅延支給されました。

度重なる、深川郵便局での賃金支払いの一部不支給問題について、今後二度とこのようなことが起こらないよう深川郵便局を指導されることをお願い申し上げます。

以上

勤務日数や超勤時間数としてカウアウトされず、賃金として支給されていなかったかもしれないのです。そして、今後も支給されないことがあるかもしれないのです。もう一つの問題は、4月に実施された作業能率測定の結果に伴う、作業能率手当の支給が5月に支給されず、2か月も遅れ、7月になったことです。どうしてこのようなことが起きたのか明らかになっていません。しかし、最も重要な労働条件である賃金支給について、重ねて、正しく対応していないことは明らかです。

郵政産業ユニオン東部支部深川分会は労働基準監督署に連絡し、対応を相談しました。また、8月15日には、深川郵便局集配営業部期間雇用社員有志が、直接、亀戸労働基準監督署に行き相談を行い、別紙の申立書を提出し、受理されました。労働基準監督署による指導により事態が改善されることを期待します。

組合としても、2度とこのようなことが起きないように申し入れるとともに、給与明細の点検を必ず行うように呼びかけていきます。



9月10日にも北朝鮮の「特別調査委員会」が、調査結果を報告する予定になっている拉致問題ですが、9月12日に「安倍晋三—金正恩」の日朝首脳会談が開かれるという情報も流れています。実際、「日朝交渉」は急ピッチで進んでいるようですが、小泉訪朝も9月でした▼最近、支持率が低下している安倍首相にとって「9月訪朝」は起死回生のワンチャンスでしょうか。拉致被害者を帰国させれば、支持率は20ポイント近くアップするとみられています▼日本にとって最も重要なのは、拉致被害者の健在を確認し帰国させることです。北朝鮮の外交が行き詰まり、焦りが見えている現在、成果を急ぐ安倍首相は、外務省に「拉致問題をなんとかしろ」とせっついていているらしいが、拉致問題で満足な進展がなければ北朝鮮への経済支援も急ぐべきではありません。北朝鮮に足元を見られ、不利な条件を結ばなければよいのですが……。

(広)

65歳裁判 証人調べ始まる
 2011年9月末、年齢が65歳を超えていることを理由に1万3,000人に上る非正規社員を雇い止め・解雇しました。2012年2月、雇い止め撤回を求めて東京地裁に提訴。原告9名を含む19名の承認が採用され9月から延べ5日間に及ぶ証人調べが始まります。
東京地裁527号法廷
 9月24日 証人調べ 10時～
 10月15日、29日
 11月12日、26日

水野 雇止め裁判
 期間雇用社員の水野浩継さんは、2014年3月末日で「雇止め」されました。会社は、理由を「欠勤が多く連続して休むから」と説明しますが、病休や介護で無断欠勤したことはなく、就業規則で認められている休暇です。
第4回裁判(進行協議)
 10月7日(火) 10時
 民事36部(13階)

富田・損害賠償裁判 控訴審で和解協議
 会社は、原告の頸腕発症を知りながら、長時間過密労働を強いる、結果、症状が悪化したことは会社の安全配慮義務違反であるとして損害賠償を求めて地裁に提訴。地裁は14年2月28日に不当判決。3月13日に控訴し係争中。8月29日、和解協議に入る。和解不成立の場合は判決となる。
東京地裁812号法廷
 10月22日 判決

さいたま新都心 過労自死裁判
 異常な作業管理、抑圧的な労務管理などとうつ病となり病休・復職を繰り返すが、会社の不適切な対応により、2010年12月自死。遺族は会社の安全配慮義務違反、損害賠償を求めてさいたま地裁に提訴。
 さいたま地裁101号
 11月5日 11時
 法廷

グループ各社は すべての争議の早期全面解決を行なえ!!



労働契約法20条裁判
 2014年5月8日、期間雇用社員で働く組合員3名が、正規社員と同じ仕事をしながら、年末年始の出勤手当など各種手当が正規社員に支払われないのは、正規社員との差別を禁じている「労働契約法20条」に違反するとして、日本郵便に約740万円の支払いと格差是正を求めて東京地裁に提訴しました。
 (6月30日近畿・中国でも9名が大坂地裁に提訴しました)
東京地裁527号法廷
 9月11日 10時～

大橋再雇用裁判
 全1日の証人調べ決まる
 年金受給開始年齢引き上げに伴い、2012年8月、「高年齢雇用安定法改正案」が成立し、「原則、希望者全員を雇用すること」となりました。大橋さんは、法施行直前の2013年度の再雇用希望が不採用となりましたが、「法改正」の趣旨は生かされるべきと地裁に提訴。全1日の日程で証人調べに入ります。
東京地裁823号法廷
 10月9日 証人調べ
 10時～17時

震災ボランティアに行こう!
 9月26日～28日
 福島・南相馬、宮城・名取市にて炊き出し、食料品配布、要望聞きなど・・・福島・浪江町等の視察あり
 連絡先：東京地本 (03)3535-5447



夏の終わりに40人が...
クルージング楽しむ
 8月29日、仕事を終えた組合員、家族、40人が竹芝桟橋に集結し、さるびあ丸に乗船しました。船内の予約席にはビールとおつまみがすでに用意されており、鶴島委員長が音頭で乾杯。千葉・浦安からの参加者もありましたが、近年の人で不足もあり、残業で乗船できない残念な人もいました。

当面の行動日程
 9月4日 戦争させない・9条壊すな!総がかり行動 日比谷野音 18時～
 9月5日 東京地評公務部会総会
 9月6・7日 東京全労協ブロック交流合宿
 9月18日 第1回支部長会議 東部区民事務所 13時～17時
 9月23日 さよなら原発全国大行動
 9月24日 65歳裁判
 東京地裁527号法廷 10時～17時
 9月24日 東京地評・争議支援総行動
 9月28日 東京地評定期大会